

「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例 見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況

1 障がい理解の啓発(障害者差別解消法改正の周知を含む)

- ☞一層の合理的配慮の周知を行う。
- ☞関係団体との協働による啓発を行う。
- ☞事業者による合理的配慮義務化の積極的な周知を行う。
- ☞市民や事業者に文化・情報のバリアフリーについて合理的配慮の範囲での取り組みを促す。

☞ = 方向性です

- 出前講座や差別解消に係る周知について、企業への働きかけ強化。
- 市内全般への合理的配慮の推進、出前講座の活用に係る周知を強化
- 合理的配慮に関するチラシ又はハンドブックの作成、商工団体等を通じて配布又は機会をいただき合理的配慮の説明実施。

取組状況 … 取組継続中

- ・市報6月号、市ホームページに法改正と出前講座の案内について掲載している。
 - －R5年度末にも市報に法改正を掲載する方向を調整する。
- ・松江商工会議所等4か所には直接周知依頼を実施済。継続して、他の業界団体への訪問や、チラシ等送付で働きかけを継続する。
 - －想定 観光団体、医療系団体へ訪問
- ・【未実施】条例改正議決後、市民、事業者等の合理的配慮をあらためて考える場として、「障がい理解のワークショップ」を開催する。
- ・【未実施】「こころのバリアフリーハンドブック」を改訂し、市、事業者等の役割について記載する方向で調整する。

- ・市教委、県教育庁などを通じ、各種学校での出前講座の活用を働きかけ

取組状況 … 未実施

市教委、県教育庁に各学校での出前講座活用に係る周知について依頼する。

○要望・ご意見等(六道委員)

- ・市民向けハンドブックが少しわかりづらい部分がある。また手元に行きわたっていない。
- ・市民向け、当事者向けのわかりやすいチラシやハンドブックを作成し、確実に手元に行きわたるようにしてほしい。

(対応)

- ハンドブックには、例えば、行政・事業者・市民の役割を新たに追加できればと考えており、一部改訂を検討しています。(ハンドブックのコンパクト性を保つため、追加ページは1ページ程度を想定し、基本的に現行を生かす方向)
- わかりづらい部分は、ぜひご意見をお寄せください。
- また、「やさしい版(簡易版)」をつくり、法律の概要、行政や事業所の役割、合理的配慮の例示することで、より分かりやすく見ていただくことができるのではないかと考えています。(他の例を別紙)
- ガイドブック等の障がいのある方を含む市民への配布は、窓口、当事者団体や福祉事業者経由、HPからダウンロード、出前講座での配布、個別のご用命による配布で行いたいと考えています。なお、市報等での掲載は継続して行います。
※参考 全戸配布の場合 約76,000部必要

2 相談体制・研修

☞事業者の相談窓口を明示する。

☞(事業者等に対し)相談機関の情報提供を積極的に行う。

☞事業者からの相談窓口は市障がい者福祉課・基幹相談支援センター絆(以下「絆」とする)とする。

○相談窓口は基本的に次のとおりとして、市ホームページ等で、相談機関を示す。

事業者・市民向け窓口：市障がい者福祉課、絆

市民向け窓口：市障がい者福祉課、絆、市内相談支援事業所

取組状況 … 取組継続中

- ・障がい差別相談窓口について市ホームページに市障がい者福祉課、絆であることを掲載中。市民向けとして、委託相談支援事業所(18か所)の連絡先も掲載する予定。
- ・チラシに相談窓口として市、絆の連絡先を記載
- ・【予定】秋頃に国の相談窓口が開設する予定であり、開設内容を確認の上、併せて周知を行う。

○要望・ご意見等(広野副委員長、京委員)

事業者の相談窓口は障がい者福祉課と絆の2つと言われたが、事業者が相談される場合は商工会議所等、普段付き合いのある団体にまず相談されると思う。今後は県とも役割分担をされるとの事だが、その連携について、県の商工部門にこの話を十分に行って、各商工会議所等の職員が相談を受けたときに的確に対応できるような形を取っておかないといけないと思う。県との協議の中でその所は詰めておいていただきたいと思う。

福祉だけでこれ(事業所や当事者からの相談)を担う事で良いのかなと感じており、事業所や企業における合理的配慮についての相談であれば、企業関係者の方が話しに乗りやすいと思われる。また学校であれば教育委員会であったりと、障がいの人は必ず福祉に繋がっているわけでもないで、それぞれの生活場面でそれに対応した所に相談できるような窓口があったほうが良いと思う。

(対応)

○5月に県障がい福祉課を訪問し、法改正の周知の方針について伺いましたが、取組についてはこれからということでしたので、県の商工部門との具体的な連携について話を広げるという段階ではないと判断しました。なお、市として県に諸々協力するので、必要であれば声かけいただきたいということを伝えております。

○一方、県レベルとの連携について、機会を待てば相当時間を経過することも推察され、市としては市内事業所の多くが加盟する松江商工会議所、他商工会の計4か所に訪問し、周知の依頼を行いました。快く協力いただけるということでした。

○また今後、他の業界団体にも、訪問や協力依頼の通知を行い、事業者に対して法改正の情報が行きわたるようにしたいと考えています。

○なお、商工団体では、障がいへの配慮は必要という一般的な認識持っておられ、大変ありがたいと思いましたが、「障害者差別解消法」や「合理的配慮」とは何かなど、基本的な知識は少ない様子であり、また日々団体の目的のために活動している中で、相談をうける的確に助言をする役割はたちまちは難しいと思われたため、周知の協力依頼までとしました。

○なお、団体によっては市の出前講座の活用を検討されているところもあるので、受講を踏まえて障がいへの知識をより高めてもらい、可能な範囲で簡易な相談に対応いただくことについて、お願いしてみたいと考えています。

○また、行政機関である教育委員会には、障がい者福祉課と連携しながら、相談に対応するよう要請をしたいと考えています。

☞相談体制の充実は、相談を受ける側の質の向上により行う。

☞相談対応を行う人向けの研修の実施・対応マニュアルの作成を行う。

○障がい差別等に係る研修会を開催し、合理的配慮、障がいの基本知識、地域や国等での現状、相談事例、解決事例等をお伝えし、相談対応者の見識（質）の向上を図る。

○研修は、国、県が開催する場合は活用する。

取組状況 … 未実施

- ・R5年度、「絆」において福祉事業所等向けに「合理的配慮の提供に係る研修会」を予定している。以降、適宜、合理的配慮をテーマに設定し研修を実施する。
- ・現在、国県の研修会等の情報は無いが、開催にあたっては必要な協力をするのとあわせ、活用を行う。

- ・当該研修に向けては対応マニュアルもしくは準じる資料を作成し相談にあたる人がわかりやすいようにする。

取組状況 … 未実施

- ・国等で公表されている事例集などを参考とし、事例等の資料を用意、提供する。
※内閣府「障害者差別解消法 ～合理的配慮の提供等事例集～」ほか

3 市内部の取組

☞市職員の障がい理解・合理的配慮についての意識を高める。

○市が職員向けに作成する「障害者差別解消法（松江市障がい者差別解消条例）の推進に関する職員対応要領」を改定する。また、市職員への研修を行い、差別解消への意識を底上げする。

取組状況 … 未実施

- ・法改正を踏まえ、「職員対応要領」の改訂を行い、職員向け研修を行う。
- ・また、国等で公表されている事例集などを参考とし、事例等の資料を用意、提供する。
※内閣府「公共サービス窓口における配慮マニュアル「障害のある方に対する心の身だしなみ」ほか

☞市施設の老朽化等による改修時のバリアフリー化推進を検討

- ・施設所管課に対し、改善個所の適宜把握を促す。また、改善個所の有無に限らず、老朽化等による改修時にはバリアフリー化を促す。
- ・施設新設、改修検討にあたってはバリアフリーアドバイザー制度を活用して当事者からの意見を聴く。

取組状況

- ・【未実施】庁内通知や研修にて、新設時及び改修時に際してのバリアフリー化を促す。
- ・【未実施】新設、改修案件があればバリアフリーアドバイザー当該制度の活用を促す。

☞市の制度については、障がいの有無に限らず、制度、情報、利便のいずれにおいても利用できるよう、必要な改善を行う。

- ・市の現行制度や取組について、障がいのある人への配慮について点検を行い、必要に応じ、制度等の改善を行うよう促す。

取組状況 … 未実施

- ・各部局で所管する各種制度を点検してもらい、障がい者が理由なく利用できない又は実質利用できない制度がある場合は、必要な改正を行うよう促す。

- ・市役所における意思疎通手段、案内方法の工夫について、可能なところから実施する。

取組状況 … 取組中

- ・窓口における合理的配慮に係る留意点について改めて庁内に示す。(聴覚、視覚、知的等障がいのある人への対応について)
- ・筆談、代筆などの配慮を行う旨、窓口カウンターなど明示することについて検討
- ・聴覚、視覚障がいがある来庁者が、障がいがあることを伝えやすい方法の検討

4 他の団体との連携

差別事例や取組の情報収集の共有

☞ 県市の役割について協議により確認する。

- ・ 国の基本方針（改定版）等に記載される県市の役割分担について、県と協議等により確認し、また連携して差別等事案に対応する。

取組状況 … 取組中

- ・ 県障がい福祉課と協議を行い、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に従って、相互の役割分担をする旨、申し合わせを行った。

【国の基本方針を踏まえると次のとおり】

- ・ 相談者にとって一番身近な松江市が基本的な窓口の役割を果たす。
- ・ 島根県は、市町村への助言や広域的・専門的な事案についての支援・連携を行う。また、必要に応じ一次的な相談窓口等の役割を担う。

☞ 差別事例や取組の情報収集を行い、整理及び提供を行う。

- ・ 市内及び他地域での差別事例や差別解消の取組を収集し、整理を行う。
- ・ 事例について、事業者、市民などが見ることができるよう市 HP など情報提供を行う。
（公表に差し支えない限り）
- ・ 国等から市内事例を求められた場合は、提供を行う。また受領も行う。

取組状況 … 取組中

- ・ 市は相談事例の蓄積を行っている。これに合わせ、国県等の事例を集め、生活や事業運営でよくみられる事例を主に紹介する考え。
- ・ また国等には必要に応じ、事例の情報提供を行う。
- ・ なお、県には年に1度の事例を提出している。